

2024年8月19日

環境大臣殿

都道府県知事殿

環境影響評価法政令市市長殿

環境アセスメント学会

会長 藤田 八暉

環境影響評価審査関係者の交流推進について(提言)

平素、弊学会の活動にご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、地方公共団体において環境影響評価の審査に携わる審査会委員等の役割は環境影響評価制度の進展に伴い益々重要性を増しています。

「第六次環境基本計画（2024年5月21日閣議決定）」では、質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開のため、環境影響評価に係る最新の技術的手法の研究開発・普及、環境影響評価に係る外部専門人材の育成、環境影響評価手続きにおける審査体制等の強化などの取組を進めると明記されています。

このため、環境アセスメント学会では、「都道府県等の環境アセスメント審査関係者との
交
流推進に係るタスクフォース（委員長：小林正明学会理事/元環境省事務次官）」を本年4月に設置し、環境アセスメントに係る各分野の専門家の参画の下に、審査会の現状と環境影響評価の在り方及び審査関係者が直面する課題をレビューするとともに、審査関係者の交流の方向性と方策について検討を行い、次のとおり「環境影響評価審査関係者の交流推進について」の提言を取りまとめました。

本提言が、環境省および都道府県、環境影響評価法政令市において環境影響評価審査関係者との交流を推進する方策等の強化を図るため活かされますようお願い致します。

環境影響評価審査関係者の交流推進について

1. 審査会の現状

- (1) 環境影響評価に関する条例を有する地方公共団体（47 都道府県、21 環境影響評価法政令市）のすべてが、環境影響評価における首長意見の形成や技術事項を審議するため、審査会等（名称は様々。以下「審査会」という。）の審議機関を設置している。
- (2) 審査会の委員は、環境に関わる各分野の専門家、環境影響評価制度の専門家、社会経済の専門家などで構成されることが多く、地方公共団体によっては委員を公募しているケースもある。名簿をホームページで公開しているところが多いが、非公開の地方公共団体もある。
- (3) 審査会の委員名簿のすべてを確認できないが、審査会委員の中で本学会の会員は一割弱と推定※される。

※柴田裕希（2024）「話題提供 小冊子 「より良いアセスを積み上げよう」」，環境アセスメント学会 公開セミナー講演

- (4) 法律や条例に基づく環境影響評価の案件数は、地方公共団体によって年十数件から数年に1件程度まで大きく異なっている。これは、審査事務担当者および審査会委員（以下、「審査関係者」という。）が携わる審査案件数に直結しており、審査件数が少ない地方公共団体の審査関係者は十分な審査経験を積むことが困難と考えられ、審査経験値に大きな差が生じている。
- (5) 環境省では、希望のある地方公共団体に対して、審査会事務担当者を交えた審査会委員と環境影響評価や審査等に精通した有識者との意見交換（以下、「審査会意見交換会」という。）を実施しているが、毎年数件にとどまり、審査会委員が、環境影響評価の仕組みや意義を適切に理解していくには心もとない状況にあると推察される。特に、環境影響評価制度になじみが薄い新任の委員や全く新たに案件に携わる場合などは、環境影響評価の制度内容について、あらかじめ理解しておくことが重要と考えられる。
- (6) 地方公共団体により案件となる事業種や問題となる環境事象が異なっており、審査関係者の課題意識は必ずしも同一ではない。

2. 社会の動向

- (1) SDGs の実現を目指す中で、環境、経済、社会の統合が求められ、環境影響評価においても、より総合的な視点や判断、それを支える人材の育成が求められている。
- (2) 脱炭素を目指し大幅な社会変革が求められる中で、再生可能エネルギーの確保が重要となっているが、地域との合意形成に向けた適切なコミュニケーションが不足しており、立地に対する的確な判断や地域合意の増進につなげるうえで、環境影響評価制度の運営が重要になっている。
- (3) 大規模な洋上風力発電やリニア新幹線など、都道府県や市町村の領域を大きく越える案件も想定され、国と地方公共団体にまたがる幅広い見識や共通理解の増進が従来以上に必要となっている。

- (4) 洋上風力発電に係る国が主体的にかかわる新たな制度の導入や陸上風力発電に係る新たな仕組みの検討など、環境影響評価制度にも大きな転機が訪れており、これらを含む環境影響評価制度の今後の方向性を様々なステークホルダーが認識し、共有、研鑽していくことが重要となっている。

3. 審査関係者が直面する課題

- (1) 脱炭素、生物多様性など、専門性が日々新たな分野については、それぞれの環境影響評価案件に的確な意見を形成するためにも、各地方公共団体の独自性を超えた、横断的な専門家の連携、協働が課題となっている。
- (2) 同一の専門領域の委員が必ずしも多くない中で、地方公共団体横断的に審査会委員としての情報交換や課題を検討するための場がない。
- (3) 環境影響評価を取り巻く客観情勢の変化、環境影響評価制度の変容が進む中で、各審査会が共通認識を確保し、課題意識を環境省へインプットするための場がない。
- (4) 第6次環境基本計画でも、時代の変わり目にあって市民の主体的な参画が大きな課題とされているが、その有力な政策ツールである環境影響評価において、ステークホルダー間のコミュニケーションや地域合意の増進に向けた取組が必要であり、その中で専門性と中立性を有する審査会の役割の発揮が課題となっている。
- (5) 環境省が実施してきた審査会意見交換会は一定の成果が得られているが、全国的な審査会の円滑な運営の実現に向けてその機会は十分とは言えず、次への展望を開くことが期待されている。

4. 審査関係者の交流の方向性と方策

- (1) 審査関係者の交流の場として、「環境影響評価審査会関係者連絡会議（仮）」（以下「連絡会議」という。）を創設することが考えられる。全地方公共団体の審査会委員は総勢1000名程度になると想定され、一度に全員が参画する場を設けるのは困難であることから、まずは、審査会の代表でありそのとりまとめを担う会長が参集できる場を作ることが端緒となると考える。そこには、地方公共団体の審査事務担当者の参加も必要である。連絡会議設立に際しては、環境省の主導とともに、自律的で柔軟な参加の観点から本学会が主体的にかかわることが重要と考える。将来的には、審査会委員が幅広く参加できる場へ発展することも想定される。こうして、環境影響評価関係者が幅広く交流できる場とすることが期待できる。今後の連絡会議の運営に当たっては、現在行われている環境省主催の「審査会意見交換会」等との連携も期待される。
- (2) 連絡会議は、対面あるいはオンラインで、全国規模での交流やブロック単位での交流を組み合わせることができる。また、会長だけでなく、必要に応じて審査会の委員の参加を求めることも効果的である。
- (3) 連絡会議は、各地方公共団体による課題意識が多岐にわたるなか、共通点を共有することも重要であることを踏まえてワークショップを導入するなどの工夫が必要である。具体的には、次のテーマが考えられる

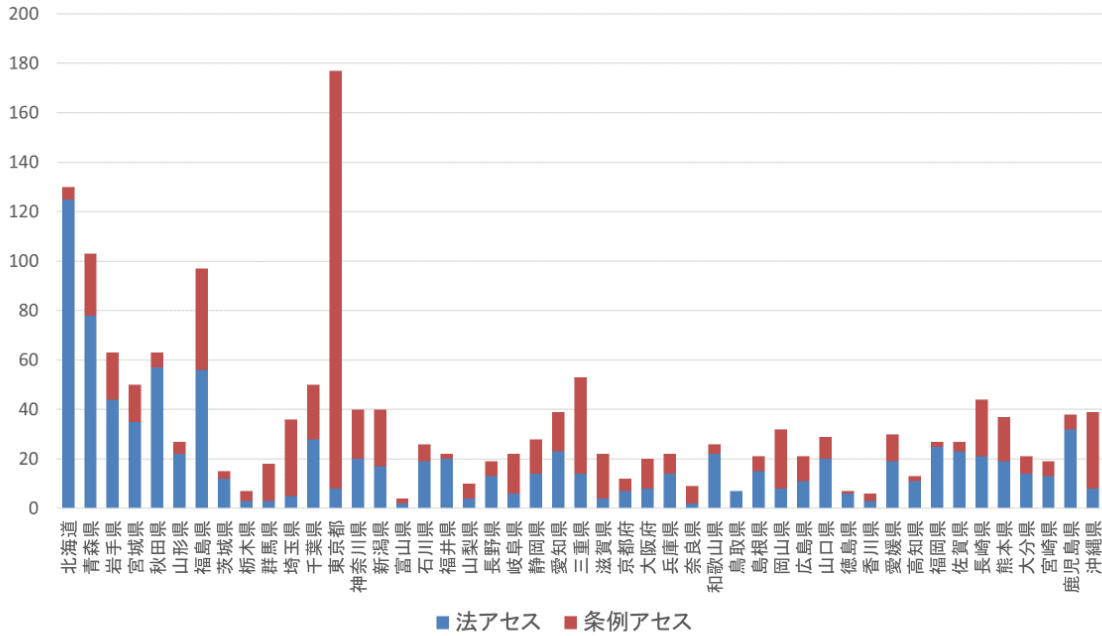
- ① 越境的な課題に対する協働的作業や連合審査などの工夫について検討することが考えられる。
 - ② 生態系や景観など、現在の環境影響評価の審査の上で、新たな技術開発が期待される分野について、審査会横断的な研究会や現地視察会を設けることが考えられる。
 - ③ 累積的影響への対応や事業の熟度が低い段階での配慮書の審査のやり方など、制度的な枠組みも視野に入れた議論が必要な課題などについては、本学会に審査関係者との勉強会等を設け、継続的な制度改善に向けて、先験的な調査や求められている課題に関する提案を行うことが考えられる。
- (4) 連絡会議での議論を受けて、審査関係者が持つべき知識のスコープについて、「必要な知識体系」をマニュアルや資料集としてとりまとめ、冊子やオンラインコンテンツにして審査関係者に配布・配信することが考えられる。

以上

参考資料 1

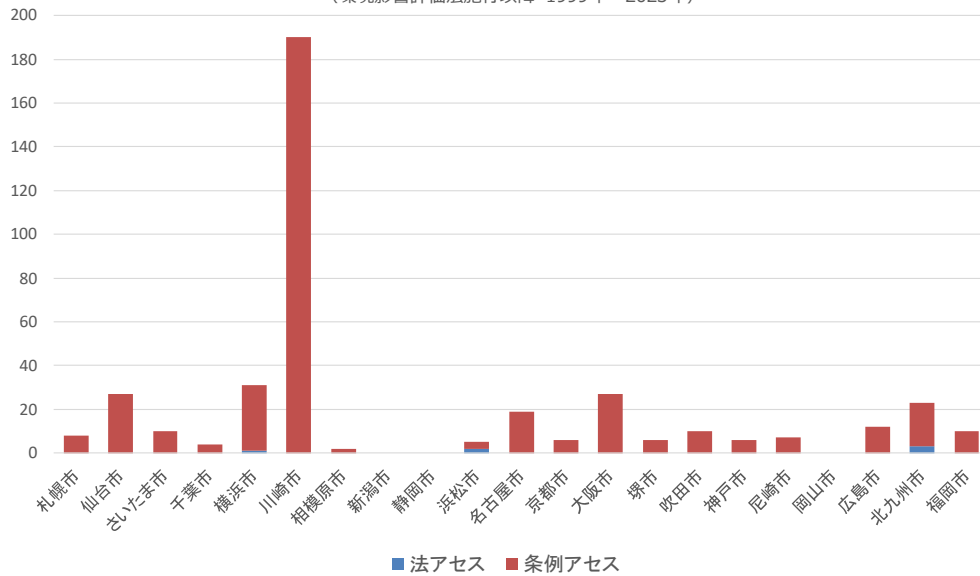
都道府県別 環境アセスメント実施件数

(環境影響評価法施行以降 1999年～2023年)



政令市別 環境アセスメント実施件数

(環境影響評価法施行以降 1999年～2023年)



(環境省資料)

環境省による審査関係者との意見交換会の概要

開催趣旨

- 地方公共団体における環境影響評価に係る審査会は、首長の意見の形成に向けた答申取りまとめなどの重要な役割を果たしている。
- 配慮書手続の導入による意見聴取の機会の増加や環境影響評価に関する地域住民の関心の高まりにより、審査会の重要性は増している。
- このため環境省は、地方公共団体による円滑かつ効果的な審査会の運営に資するよう、審査関係者（審査会委員、地方公共団体の担当者等）との意見交換会を実施している。

意見交換会プログラム（例）

	テーマ	説明者	時間	出席者
課題説明	A県における環境アセスメントの現状と課題	A県環境アセスメント担当者	30分間	地方公共団体の審査会関係者（20～30名）
講演 1	環境アセスメントの審査のあり方	環境アセスメントの有識者A	30分間	
講演 2	環境アセスメントにおける配慮書と合意形成	環境アセスメントの有識者B	30分間	
意見交換	講演を踏まえた意見交換	（環境省を加え、参加者全員）	1時間	

- 講演テーマは、個別の対象事業や環境要素を設定したケースもある。
- 出席者は、有識者、審査会委員及び県市の職員に加えて、市町村職員等の関係自治体が参加したケースもある。

開催実績

- 審査関係者との意見交換会は平成29年度から開催しており、これまで**延べ21自治体に参加**いただいた。
- 審査会委員の交代や最新の知見の収集のため、**継続的な開催を望む声がある**。また、これまでに2回開催した自治体がある。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1自治体	2自治体	4自治体	4自治体	4自治体	2自治体	4自治体

成果

- 地方公共団体の審査関係者から、「**環境アセスメントに対する認識を深めることができた。今後の審査に活かしたい**」と好評を得ている。
- 「**意見交換会を通じて環境アセスメントの審査会の役割が明確になった**」との声があり、今後の審査会の運営の円滑化が期待される。

（環境省資料）